



# 京都・東九条CANフォーラム ニュースレター第11号

2013年8月20日 011

## この号の内容

1. 多文化共生のまち東九条から  
芸大移転について考える
2. 44 回人権交流京都市研究集会
3. 第2 回東九条春祭り報告
4. 多文化推進条例第2 回連続学  
習会「湖南省の事例に学ぶ」
5. 東九条エリアマネジメント  
に参加しましょう

### 東九条名物シリーズ

#### 農楽（プンムル）その3

今回は前回の「ケンガリ」に続いて  
プンムルに使われる楽器「チン」を紹  
介します。



「チン」はポンポンと包み込む  
ように鳴り響きます。

音は静かな場所に吹き抜ける風を、  
形は太陽を表す金属製のドラ。低く余  
韻の長い音が魅力。リズムのポイント  
だけを叩くので一見、簡単そうに見え  
ますが、実は他の楽器の音を包み込む  
重要な役割を担っています。農楽で  
は、左手に楽器を持ち、右手にバチを  
持って演奏します。

## 多文化共生のまち東九条から芸大移転について考える

### 東九条が大きく変わろうとしています

東九条は今歴史的な転換点を迎えています。特に、元・陶化、山王学区の東側は人口減少が著しく、1965年当時の約1/3、山王学区の東に位置する4ヶ町（東・南岩本、北・南河原町）は、実に約1/5まで減少しています。加えて少子高齢化率も高く、昨年度から東九条に戦前からあった公立の3小学校1中学は、凌風小・中学校に統括され、元・陶化、山王小学校は使われなくなりました。このような人口減少を招いた原因の多くは、長年放置されてきた劣悪な住環境や、いわゆる社会的弱者に対する支援体制の不足に依るものと思われる。人口減少に加え、高層化した市営住宅に移り住んだ後に残されたのは、膨大な空地です。これらの空地や廃校になった学校跡地の利用、また市営住宅1階に併設された空店舗等の活用については未だに決まっていません。これらの現状を見据え、私たちは「住民の主体的参加による」まちづくりを目指したいと思います。

### 市立芸大が崇仁地域へやってくる

本年3月28日京都市立芸術大学は京都市に対し、旧崇仁小学校を中心とする京都駅東地区への移転を要望しました。それに対し、崇仁地域住民は全面的な協力態勢を表明しました。

京都市立芸術大学は、本年創立133年になる日本で最もレベルの高い芸術大学の一つです。市立芸大の移転を崇仁地域だけに限定せず、京都駅東エリアのまちづくりに位置づけ、近年芸術分野においても盛んに取り入れられているグローバル化・多文化に向けて、東九条地域も活用されることが望ましいと思います。このことは京都駅東エリアのみならず、京都全域の活性化に繋がると思います。

これらのことを踏まえ、我々CANフォーラムも参加している「東九条エリアマネジメント（準）」の共同代表3名（朴、角替、山内）は、去る7月23日南区長を通し京都市に「要望書」を提出しました。

そこでCANフォーラムでは来る9月21日（土）午後から京都市・地域多文化交流ネットワークサロンの協力を得て集まりを企画しました。（事務局からのお知らせ）是非多くの方々の参加を呼びかけます。（→2頁に続く）

- 個人会員 1口 1,000円  
何口でも結構です
- 団体会員 1口 5,000円  
何口でも結構です

- 賛助会員 いくらでも結構です  
活動に使わせていただきます
- 特別会員 会費負担なし  
どんどん活動に参加してください

**ご協力を頂いたみなさま、引き続き会費納入にご協力ください。この活動は皆様の支援に支えられ行われています。**

振り込口座：ゆうちょ銀行 00910-7-216594 口座名義：キョウト・ヒガシクジョウキャンフォーラム

(→1頁より)

**芸大移転に関する要望事項**

1. 崇仁地域のまちづくりの活性化のため、核となる施設として、京都市立芸術大学の崇仁地域への移転・整備に賛成します。
2. 東九条地域にも崇仁地域と同じように多くの空き地があり、今回の芸術大学の移転・整備の際にこれらの空き地も崇仁と同様に、東九条地域のまちづくりに活用されるよう要望します。
3. 東九条地域も、崇仁地域と同様に子どもや、高齢者も安心して暮らし続けることができるように、これまでの手法にとらわれず、課題解決を図って頂きたい。
4. また東九条は昔から多様な文化を持つ人々が共に暮らしています。この方向に沿ってまちづくりを進めて頂きたい。
5. 隣接する崇仁地域と東九条地域が一体となったエリア・マネジメントの推進により、京都駅東地域の活性化を頂きたい。
6. 新しいまちづくりのモデル地区として、京都全体のまちづくりに貢献する、京都市関係機関の連携による全庁体制を確立して頂きたい。



朴実 代表

京都・東九条 CAN フォーラム



金光敏 コリア NGO センター事務局長

公立学校に在籍する在日コリアンの民族教育の制度保障に専門的に取り組む団体の専従者。在日外国人の子どもの教育権に関わる自治体の政策立案や研修、スクールソーシャルワーカーなどの活動に従事。多民族、多文化が共生する社会の実現のためにどのような取り組みが必要なのかを提言する

2011年朝日新聞社は、東日本大震災からの復興と日本の将来像を論じる「ニッポン前へ委員会」の発足に際し、提言論文を募集。応募論文1745本の中から金光敏さんが優秀賞に選ばれました。

**第44回人権交流京都市研究集会報告**

2013年2月16日、第44回京研集会においてCANフォーラムは、解放同盟京都市協錦林支部・清井町支部とともに第2分科会「多文化共生のまちづくりをめざして」をサブテーマにして運営をしました。冒頭分科会責任者朴実さんの挨拶があり、本年より京研集会実行委にCANフォーラムが正式に参加したことが報告された。

第1部は、コリアンNGOセンター事務局長金光敏さんからの基調提案が行われた。金光敏さんは、多文化共生を考えるための3つの問題点を挙げた。第1に介護士・看護師導入問題。移民労働者を受入れない日本社会の保守傾向では持続可能な発展は出来ないと指摘した。第2は中国残留孤児とその家族の置かれた現状。国際人権規約では、品位を欠く取り扱いが人権侵害であるとされているが、日本社会の扱いは品位を欠く行為だと金光敏さんは提起した。第3は、南米日系人への取扱い。彼らは、リーマンショック後真っ先に仕事を切られ、その子供たちは教育権すら保障されていない。以上の3点は在日政策の基調の延長上だと金光敏さんは指摘し、日本は外国人の教育・住宅・就労などの支援の社会的枠組みを決める法的環境が整っていないと指摘した。金光敏さん達は、「在日を民生委員に」と特区申請をしたが「日本国籍が必要」と回答が来た。ここから金光敏さんは、多文化共生とは住民自治、地方分権であり、多文化共生社会の実現は中央集権体制を打破する試金石であると考えている。また日本で暮らす外国人が皆戦力であることを社会全体が考えようと述べられて基調提案を締めくくられた。

第2部は、立命館大学の小澤巨さんからDAISYシステムについて報告された。外国人児童・生徒の母語学習支援への活用を図っているが教師の理解も少なく苦戦していること。一方京都市では、日系フィリピン人移民労働者とその子供達が増えており、(→3頁に続く)

(→2頁より)

教育委員会からの相談に DAISY を提案していること。昨年多文化共生推進条例が制定された滋賀県湖南市では、DAISY を使用した母語教育が3年目を迎えたこと等が報告された。

続いて京都市国際化推進室長の糟谷範子さんの報告があった。現在京都市には、138カ国、4万676人の外国人が住んでおり、中国帰国者は向島に1000人程居住している。2010年に多文化施策懇話会が設置され、言葉・無年金・医療の問題、外国人福祉委員育成や多文化学習推進プラン等が検討され提言されてきた。外国籍市民はかつては支援の対象だったが、今は京都市民として共に育ち合う対象と考えている。また国際交流協会は昨年の財団化で多文化共生を明記し定款・組織を変えた。市民レベルの国際化はいまだ進んでいない、25年度中に国際化推進プランの見直しをし、自治会・町内会活動見直しの中で外国人加入が地域コミュニティ力の再生に繋がらないか検討したい、と報告された。最後に現在国際化推進室が行っている市民への「国際交流・国際協力」アンケートへの協力が呼び掛けられた。

以上の報告の後、質疑応答が参加者と共に行われ、地域に多文化を根付かせる方策等が熱心に話し合われた。また外国籍市民を支援する為の参政権問題も提起されるなど活発な分科会となった。

## 第2回東九条春まつり報告

4月13日に第2回東九条春まつりが京都市地域・多文化交流ネットワークサロンで開催されました。今回は、ネットワークサロン登録44団体で構成される実行委員会主催で行われ、「出合って、食べて、多文化体験～東九条においで～」をサブタイトルに、多くの市民や地域住民の方々が参加し、楽しい1日となりました。今年もステージ上では、東九条マダンから生まれたグループ「サムルのたまご」の演奏、バンブーダンス（京都パグアサ・フィリピンコミュニティ）、アイヌの唄と踊り（ミナミナの会）、ギター演奏（エル・システム）などが披露され、フィナーレは東九条マダンのプンムル演奏の後に「キングドゥル」のステージで会場が一体となり大いに盛り上がりました。

会場の外の出店では、オーガニックタコスやコリアンフーズ、プルコギ（焼肉）、カフェなどの飲食店やアジア民芸店、震災復興支援の物販店など、多文化な出店が出され、CANフォーラムも恒例のすじ串焼きを販売し20kgを完売しました。また会場内では、オモニハッキョ・ケナリ、エルファのハルモニたちの作品展示、写真展「東九条の樹」、ネットワークサロン登録団体を紹介するボードなどに来場者が見入っていました。

今回の春まつりでは、1月から実行委員会が発足し、CANフォーラムも準備にかかわってきました。ステージ、広報、出店などの班をつくり、細かく役割分担をすることで、当日の運営がスムーズに行うことができたと同時に、サロン登録団体間のネットワークを強めることにもつながりました。今後もCANフォーラムとして、「京都市地域・多文化交流ネットワークサロン」の事業への協力を積極的に行っていくとともに、さまざまな団体と交流を深め、多文化共生のまちづくりに向けて取り組んでいきたいと思ひます。



糟谷範子 室長  
京都市国際化推進室



小澤巨 教授  
立命館大学産業社会学部



東九条マダンでもおなじみの「タル(仮面)」の展示



バンブーダンス(京都パグアサ・フィリピンコミュニティ)



子供たちの作品展示

## 多文化共生推進条例に関する連続学習会の第2回 「滋賀県湖南市の事例から学ぶ」



田嶋純

湖南省国際協会事務局長

### フォークリフト運転技能 受講特別勉強会

#### 1. 特別勉強会の内容

フォークリフト運転技能講習は、学科講習と実技講習および修了試験によって行われますが、外国籍の方が試験で失格となるのが「学科試験」であり、今回、特別にフォークリフトの講師をお招きし、学科試験でのポイントとなる個所の勉強会を実施いたします。

ポイントをわかり易く、通訳も交えて行いますので、本学科試験での合格率UPを期待します。また就職活動においてもリフト運転技能取得者は好条件での就職への道が開かれますので、かなり有利と思われます。使用するテキストは抜粋してポルトガル語で翻訳。勉強会終了後、返却してください。

#### 2. 勉強会参加の資格および学科の勉強会

自動車運転免許所持者のみ「走行」に関する知識 自動車運転免許所持者は免除となります。「荷役、力学、関係法令」に関する知識を4時間かけて行います。

日時：平成24年9月8日(日曜日)

場所：サンライフ甲西

参加費：国際協会会員は無料

非会員は500円

### 「目からうろこ」の超実利的な 支援活動でした

2013年3月16日「多文化共生推進条例」学習会の第2回目が、湖南省国際協会事務局長（当時）の田嶋純さんをお迎えして開催された。田嶋さんは、湖南省の「多文化共生社会推進条例」が制定された背景を次のように述べている。

1990年の入管法改正後、日系人3世まで定住者資格を取得できたが、法整備なしの受け入れが現実だった。90年代の甲西町・石部町（2004年合併し湖南省となる）の630人の定住外国人の95%が在日コリアンだったが、甲西町工業団地へ日系人が導入されると96年に在日コリアンの人数を日系人が上回り、最盛期には滋賀県下最多3500名も定住し、特に三雲・岩根地区で集住していた。その為言葉・習慣等のトラブルが多発したのも事実で、1994年「ジェットプログラム」が出され教育委員会主導の「国際交流講座」が開始された。この中で日系人支援を開始したボランティア団体の活動が1995年に甲西町国際交流サークル（KIC）を生み出し、1996年には甲西町の委託で外国人医療相談や日本語講座を開始した。2007年にはボランティアグループ活動を調整する事務局を母体として湖南省国際協会（KIA）が発足するという他にはない特色を持っており、市が予算を付け支援している。国際協会は5つのグループに分かれて以下の活動をしている。①外国人市民支援グループは医療通訳、保険・年金等の相談、フォークリフト技能講習会（ポルトガル語テキスト作成）等をしている。②教育支援グループは教育委員会のさくら教室、お菓子作り教室、遊具作り等を社会福祉協議会のボランティアと協働。③語学教育グループは毎週土曜日に開講している。④国際文化交流グループは各種イベントに生徒を動員して国際理解講座を行っている。⑤広報グループは広報誌発行等の広報をメインとしている。

湖南省国際協会は仕事の相談も多く、就労支援団体の紹介もする。日系人はほとんどが派遣だが、派遣会社が通訳付きで派遣するため日本語が出来なくても就労できる。日系人児童生徒は、近江八幡市のブラジル人学校2校にバス通学するものが多いが、月に3~5万円の授業料がかかる。教育委員会は不就学児童生徒の存在を否定するが、我々の調査では確実に存在していると考え。また生活苦の外国人へ米5kgを渡す物資支援も行っている。こうした活動の上で2008年に外国籍市民8名による「外国人市民会議」が発足し、2012年3月の「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」の制定が図られた。「条例」制定の結果、行政に責任が発生すると同時に市民にも義務が発生した。このことに大きな意味があると考えると田嶋さんは述べられ報告を終えた。

その後参加者との質疑応答がコーディネーター役の小澤亘さん（立命館大学教授）により行われた。冒頭小澤さんは、湖南省の条例は現市長の強い意志で実現している理念条例であり、金を掛けずにスタッフ等の意識改革することを条件としていること。現在条例化が実現しているのは、宮城県・静岡県・湖南省のみで、「外国人市民籍」（→5頁に続く）

(→4頁より)

の位置付けから参政権にまで議論が進んだために、条例化が断念されたケースもあること。湖南省の条例は、宮城県をシンプルに理念化したもので、山脇文治さんの影響が大きいこと。京都市で条例化の受け皿団体があるのは素晴らしいことで、次はその意味を考えて豊富化していこうと語られた。

また質疑応答では、湖南省での不就学の実態や滋賀県のニューカマーへの進路指導ガイダンスの現状とそれと比較しての京都での現状等が語られた。また参加された京都市国際化推進室からは、行政と市民団体の協働を強めながらボランティアの人材育成支援をしていきたい、京都市では25年度中に国際化推進プランを見直すので具体的施策を作り予算も獲得していきたいと語られた。

—田島純さんの講演から—

さて湖南省では、条例を定める前から、いろいろと実は伏線がございまして、いろいろなことをやっております。それによって市の体制が順次整備されて、現在の形になってきております。これはまず第1は、合併の日(2004年10月1日)でございます。甲西町と石部町が合併したその日の日付で、「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」というものが、定められております。その後「障害のある人が地域ですっと生活していくための自立支援に関する湖南省条例?」ということで、障害者の方を支援していくという態度を鮮明にしております。その後、2010年5月29日制定の「外国人の情報提供に関する多言語化等の方針」、これは、早い話が外国籍の方には外国語で情報を提供しようというお話でございます。

総務省が2006年3月に「地域における多文化共生推進プラン」というものを提示しまして、「各地域の自治体が、よろしくその多文化共生推進を行うべし。」という格好でございました。2008年湖南省では、「外国人市民会議」という外国籍の方8人による会議を立ち上げまして、そこでいろんな外国人の方のご意見を伺いました。その後10年になって滋賀県のほうで、総務省の推進プランを受けまして「滋賀県多文化共生推進プラン」というものを策定しております。それから、今日のメインテーマになっております「湖南省多文化共生社会の推進に関する条例」といものが、2012年3月末に制定をされました。

条例化するというのはどういうことか、ということをお申しますと、当然、行政にもその条例を忠実に執行する責任が生じます。それと同時に、その中で市民を名宛人として、条例がつけられている場合には、当然市民もその条例を執行していく義務を負うという形になります。そこに条例化することの意味があるというふうに、私どもの市長は考えているようでございます。したがって、条例化するということは、市民にもいろいろお願いをしたい、やってください、でも行政もそれに責任を持って、執行していきます、という姿勢の表れだとお考えいただければいいと思います。条例の中に、具体的な権利、「国際的な人権保障の取り組みが留意されること」というのが、基本理念第2条の第3号のところに書かれております。これは、国際人権規約とかいろいろございまして、そういうものをちゃんと守っていこうね、という基本的人権を保障しようという考え方に基づいて作られているわけでございます。

(記録 小林ひろみ)

これは、日本人への調査ですけども、「外国人が増えることについて、どう思いますか。」ということなんですけど、これについては、「どちらでもない。」方が半数ですね。あまり関心がないというのか、そんなに気にはしていない。「望ましくない。」人は、16,8%ですから、まあしょうがないのかなという程度ですね。

それから、「望ましくない。」と答えた人が、「もめ事と、トラブルが増えそう。」65,5%、非常に多いです。これは、私どもの会長がよく言うのですが、「ちゃんと仕事を持って、まじめに日本に永住しようと思って、暮らしてる人がトラブルを起こすはずがない。基本的にそういうことは、無いはずなんだ。」というふうに私どもの会長は、よく話の中で言っています。それを裏付けることとして、「外国人との関係で、困った経験はありますか。」の問いに「ない」が82,3%なんです。ほとんどの方が、そういう経験、実際してないんです。あるという方もあります。私ども相談を受けた中で、たまにありました。つまり「週末にレストランで、馬鹿騒ぎをして、周りの人が夜中に眠れない、何とかしてもらえないか。」ということをして、市民課のほうからも言ってまいりまして、うちの相談員さんが、店主を呼んで、「こういうことで困ってるんだ。」という話をしました。そしたら、「それはまずいなあ。じゃあ、おれ、そういうことが起きないようにするから。」って言って帰られて、その後は、1度もそういう話は、来ておりません。非常に少ないということですね。このへんはもう、言葉を交わすってことが大切なことだとか、まあ、わりあい常識的なことでございます。



## 事務局からのお知らせ

### 京都・東九条 CAN フォーラム コンサート&トークセッション

#### 第1部

京都東九条 CAN フォーラム総会

時間：12：30～13：00

#### 第2部

京都市立芸術大学卒業生による  
室内楽ミニコンサート

時間：13：00～13：45

出演者：中村公俊（私立芸大音楽学部  
同窓会「真声会」将来ビジョン検討会  
委員）他同期生

#### 第3部

トークセッション（討論集会）  
「多文化共生のまち東九条から芸大移  
転について考える」

日時：2013年9月21日（土）

会場：京都市地域・多文化交流ネット  
ワークサロン

Tel：075- 671- 0108

## 京都・東九条 CAN フォーラム

〒601-8013 京都市南区東九条南河原町3

075-204-7900

<http://higashikujoforum.jimdo.com/>  
E-mail/higashikujoforum@gmail.com

## 東九条エリアマネジメントへの参加呼びかけ

東九条では、少子高齢化、人口減少とコミュニティーの衰退は著しく、行政主導の住宅・環境整備はある程度進んだものの、膨大な空き地や空き店舗は手つかずの状態が続いています。

エリアマネジメントとは行政主導の事業推進や、地域要望型の取り組みではない、住民の主体的参加によるまちづくりを意味します。エリアマネジメント活動では、①地域がもっている課題を皆で解決する、あるいは減ずる。②地域に存在する資源—具体的なモノとしての資源、人材としての資源、歴史的価値としての資源など、さまざまな資源を活かすことが基本になります。

これらのことは、地域にある多様な価値観が反映され、パブリック（公共的な）役割を担うネットワークを組んで活動することにより、初めて実現可能になると考えます。

2012年1月、東九条で様々な運動に取り組んでいる団体・個人が集まり東九条エリアマネジメント準備委員会を立ち上げましたが、まだ参加団体は多くありません。

私たちの思いは、「東九条を多文化共生のまちに」という言葉に集約できるのではないのでしょうか。私たちは、多様な民族や国籍や個性を持つ人々が、その人らしく自己実現のできる社会を求めます。そのために自分は何をすればよいのか、私たちは何ができるのか、どのように進めてゆけばよいのか、そのような主体的な取り組みを、お互いに促し、尊重してきました。

その上に、私たちは「東九条のまちづくり」を「京都駅東エリア」という広域的な視座で構想し、既に報道されている京都市立芸大の移転計画など、崇仁地区における動きと連携・連動した活動であるべきだと提案したいと思います。そのことが京都全体から見た東九条の価値をもっとも実現することだと考えるからです。

東九条は大きな転機を迎えています。東九条には多くの課題があり、それらの課題に向き合い、真摯に取り組んでいる団体・個人が多く存在します。それらの団体と個人の力を結び付け、東九条のまちづくりに連携して働きかけができることを願っています。私たちは今、「東九条エリアマネジメント委員会」の本格的な立ち上げ（10月に設立総会を予定）と、多くの人々の参集を呼びかけたいと思います。